

築上町告示第68号

令和2年第1回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年5月1日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和2年5月12日
  - 2 場 所 築上町役場議事堂
- 

○開会日に応招した議員

吉原 秀樹君	江本 守君
池永 巖君	鞆野 希昭君
工藤 久司君	北代 恵君
宗 晶子君	丸山 年弘君
信田 博見君	田原 宗憲君
塩田 文男君	武道 修司君
池亀 豊君	田村 兼光君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和2年 第1回 築上町議会臨時会 会議録 (第1日)

令和2年5月12日 (火曜日)

---

議事日程 (第1号)

令和2年5月12日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件等の報告)
  - ②町長の報告
- 報告第1号 令和元年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- て
- 日程第4 議案第33号 専決処分について (令和元年度築上町一般会計補正予算 (第6号) について)
- 日程第5 議案第34号 専決処分について (令和2年度築上町一般会計補正予算 (第1号) について)
- 日程第6 議案第35号 専決処分について (築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第7 議案第36号 専決処分について (築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 議案第37号 令和2年度築上町一般会計補正予算 (第2号) について
- 日程第9 議案第38号 令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第10 議案第39号 築上町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第40号 築上町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件等の報告)

②町長の報告

報告第1号 令和元年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について)

- 日程第4 議案第33号 専決処分について（令和元年度築上町一般会計補正予算（第6号）について）
- 日程第5 議案第34号 専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）
- 日程第6 議案第35号 専決処分について（築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第7 議案第36号 専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第8 議案第37号 令和2年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第38号 令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第39号 築上町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第40号 築上町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について

---

出席議員（14名）

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	14番 田村 兼光君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 課長補佐 横内 秀樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川 久三君	教育長	……………	久保ひろみ君
総務課長	……………	元島 信一君	財政課長	……………	椎野 満博君
企画振興課長	……………	桑野 智君	人権課長	……………	神崎 博子君
税務課長	……………	今富 義昭君	福祉課長	……………	種子 祐彦君
産業課長	……………	鍛冶 孝広君	建設課長	……………	神崎 秀一君
都市政策課長	……………	首藤 裕幸君	学校教育課長	……………	野正 修司君
生涯学習課長	……………	古市 照雄君			

---

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。今回の新型コロナウイルスの関係で、多くの方が亡くなられております。心から御冥福をお祈りするとともに、最前線で戦っておられる医療関係者の皆様に、心より敬意を表したいと思います。

それでは、始めていきたいと思います。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和2年第1回築上町議会臨時会を開会いたします。

新川町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。本来ならさわやかな季節というときでございますけれども、本当に全国的にコロナ感染症という形で蔓延をしておるところでございます。福岡も、一応少しは下火になったかなという形でございますけれども、北海道あたりでは、最初に発症して2次感染というようなことで、また増えてきたということで、本当に、あとの2次感染のことが非常に心配になっておるところでございます。

そういう形の中で、今回、臨時議会ということで開催させていただきましたが、コロナに対する予算関係等、それから、本来ならきょう全協という要請が議長からあつておりましたけれども、皆さんが集まるのであれば、もうきょう議会で審議をしていただきながら、本来なら6月に出す議案も、前倒しで出させていただいております。

そういうことで、きょうは本当に皆さんには御苦勞をかけましたけれども、よろしく願い申し上げます。

なお、コロナの感染症対策という形で、これも築上町、今まで一人も感染者も出ておりませんし、これは、町民の皆さん自粛と努力とその結果がこういう結果になっているんじゃないだろうか

など、そのように考えておるところでございますけれども、そしてまた、町としても、集団的感染防止という意味を込めましていろんな施策を、よびかけしてまいりました。そして、個人的には、手洗い、マスクの励行というようなことで、呼びかけてまいりましたが、ほぼ全町民は、この対応をしていただいているのではないかなと考えているところでございます。

そしてまた、PCRの件でございますけれども今までは新行橋病院が検体をとって検査所に送るということございましたけれども14日から築上医師会も一応できるというふうになっておりますので、迅速な検体検査ができると。あとは、検査体制ですね、一応サンプルを採取するのはできるけども、あと、検査を迅速にやっていただくということを県のほうに要望しているところ です。

ということで、あとは休業要請ということで、対策としては、県が休業要請を行った施設並びに本町として、独自にやはり人の体にある程度長時間接する業種、この業種につきましては、町独自に休業要請をしていこうと。そして、一人でも感染者を出さないようにやっていく、少なくしていこうというふうなことから対応しているところでございます。引き続き、きょうから第2弾ということで、継続していただくように、予算には今日の補正予算にはあげさせていただいているところです。

それからあと、よその町村では、国の個人給付金10万円プラス2万円とかいろいろ出ております。そこで、年寄り、老人の方から、要望もあって、築上町はなぜ2万円の支給がないのかというふうな要望もあっておりますけれども、本当に財政的には、非常にやっぱり難しいような場面もございます。

ということで、今まで80歳以上の方に老齢年金、9月に支給してございましたけれども、これを前倒しで6月に1万2,000円支給させていただいたらどうだろうか、このように考えておるところでございます。あと、条例改正が必要でございますけれども、きょうの臨時議会の案件にまだ上がってなかったということで、今回の審議にはちょっと議題を付して、皆さん招集しなければいけないという形になりましたので、それですから、追加提案できないという状況になっておりますので、できれば、一応期日の条例、特例条例を、9月を6月に支給するという特例条例を作らなければなりませんので、それを専決処分させていただき、そして、予算もできれば専決をさせていただきたい、そのように考えているところでございますけれども、そういうことで対応していったらどうだろうかということで、今、考えておるところでございますので、ぜひ、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

それからあと、庁舎の件でございますけれども、庁舎は順調に進んでおりましたけれど、コロナの関係で、きのうから、4月25日から休業いたしまして、きのうから、これ国土交通省の指針に基づいて、一応全国的に建設業者の方も休業という形をしておったようでございまして、町

のほうに相談がございまして、これは認めて一応休業という形で対応していったということでございます。

それからあと、副町長、御心配かけておりますけれども、8日の日に退院いたしました。そして、18日から事務に出てくると。時折、また病院のほうにも通院していかなきゃいけないという状況もあるんで、今までのようにはいかないけれども、町のほうに出てきて、業務をこなすというふうに本人も申しておりますんで、皆さんには非常に御心配かけましたけど、よろしくお伝えくださいとのことでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

きょうの議案は、繰越明許費の報告と、それからあと、専決処分が予算の専決2件と条例の専決が2件ございます。そしてあと、コロナ対策の補正予算ということで、基本は1人10万円のコロナの予算を提案させていただいておると。あとは、条例2件ということで、これを提案させていただいておりますので、よろしく御審議していただきまして、御採択をお願ひ申し上げたいと思います。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（武道 修司君） これで、行政報告は終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

ここで、閉会中に議会報告会調査特別委員会を開催し、委員長に工藤久司議員、副委員長に池永巖議員が互選されましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、丸山年弘議員、9番、信田博見議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（武道 修司君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。塩田文男委員長。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 令和2年第1回築上町臨時会議会運営委員会の報告をいたします。

5月11日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

会期は、本日5月12日、1日限りとすることが適当だと決定いたしましたので、報告いたします。

以上です。

- 議長（**武道 修司君**） どうもお疲れさまでした。議会運営委員会委員長の報告が終わりました。お諮りします。本臨時会の会期は委員長報告のとおり、本日5月12日、1日限りと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、会期は本日5月12日、1日限りと決定をいたしました。

### **日程第3. 諸般の報告**

- 議長（**武道 修司君**） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように議案第33号ほか7件です。

次に、町長から報告があります。報告第1号令和元年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、職員朗読に続いて報告内容の説明を求めます。椎野財政課長。

- 財政課長（**椎野 満博君**） 報告第1号令和元年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、令和元年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。令和2年5月12日提出、築上町長新川久三。

- 議長（**武道 修司君**） 新川町長。

- 町長（**新川 久三君**） 報告第1号は、令和元年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告でございますが、繰越件数は12件、繰越限度額は4億6,129万8,000円でございます。繰越額は4億5,564万9,000円となっておりますところでございます。これは、3月31日現在の繰り越し額が確定しましたので、なお、財源は、特定財源は3億2,014万4,000円、一般財源が1億3,550万5,000円となっておりますところでございます。

なお、項目別の分は別紙のとおりでございますので、報告をいたします。

- 議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第33号専決処分について（令和元年度築上町一般会計補正予算（第6号））についてから、日程第11、議案第40号築上町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第33号から議案第40号は委員会

付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

---

#### 日程第4. 議案第33号

○議長（武道 修司君） 日程第4、議案第33号専決処分について（令和元年度築上町一般会計補正予算（第6号））についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第33号専決処分について令和元年度築上町一般会計補正予算（第6号）について、令和2年3月24日付で専決処分したので報告し、承認を求める。令和2年5月12日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第33号は、専決処分についてでございます。令和元年度築上町一般会計補正予算（第6号）を専決処分いたしました。

本案は、環境施設基金繰入金を増額に伴う歳入予算の組み替え及び財源更正でございます。

その他、繰越明許の設定が4件させていただいたところでございます。

急を要し、議会を招集することができなかつたため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月24日付で専決処分いたしましたところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ほかにないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第33号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案33号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は承認することに決定をいたしました。

---

#### 日程第5. 議案第34号



○議長（武道 修司君） 日程第5、議案第34号専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第34号専決処分について令和2年度築上町一般会計補正予算（第1号）について、令和2年4月20日付で専決処分したので報告し、承認を求める。令和2年5月12日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第34号は、専決処分でございますが、これは、令和2年度築上町一般会計補正予算（第1号）の専決でございます。

本予算を既定の歳入歳出の総額が137億1,040万円に歳入歳出それぞれ2,020万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を137億3,060万円と定めるものでございます。

歳出予算は、新型コロナウイルス感染症拡大防止休業協力店舗に対する支援金の給付に係る経費で、商工費2,020万を計上させていただいたところでございます。

なお、一応それに充てる財源は、財政調整基金から繰り入れて充当をいたすところでございます。

この施策は、あくまでも感染防止策の有効性を高めることから急を要し、議会を招集できなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、4月20日付で専決をさせていただきました。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 連休前に休業要請があった事業者に補償するということは、早急に決めていただいたことは高く評価をさせていただきたいと思います。喜ばれている業者さんも多いと思います。

現在の申請件数と、あとは確定の件数をお答えいただきたいのと、あと、いろんな業種があるんですけども、なぜ一律20万なのか、20万算定の根拠を教えてください。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。御質問の件でございますが、まず、申請件数でございますが、昨日現在144件の申請をいただいております。

その中で、同じく昨日までに支給決定の決裁を経たのが127件でございます。あと、8件が、添付書類の不備等で、今、補整の依頼をかけているというところでございます。

その他9件につきましては、審査の結果、今回の対象店舗には該当しないということで、不決定の決裁の準備をしているという状況でございます。

それから、支援金20万円でございますが、これあの、お隣の行橋市さん、それから豊前市さん等の支援金の額の状況を見ながら、合せたほうがいいんじゃないかという判断のもと、20万円ということにさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） わかりました、よくわかりました。ありがとうございます。

20万については、やはり疑問も大変多いところではございますけれども、横並びとって、急を要したことなので、仕方がないかと思って、それ事体に対しても評価はしたいと思っております。

今後はしっかりと考えていただかないといけないと思いますし、議案、次の支援金も上がっていますので、次の37号のところでもいろいろお聞きしたいと思います。

まだこの支援金、Q&Aで、商工会とかから質問があって、Q&Aに追加していただいたと思うんですが、支援金Q&Aのナンバー9ですね。支援金の課税取り扱いはどうなるんでしょうかということで、まだ未定ですと、問い合わせしましたが、まだ未定ですということです。こちらについては、報道等でも、課税になるのかならないのか、まだちょっと揺れている状況で、国の方針ができていないから、回答はできないと思いますけれども、こういうことは、わからないならわからないとしっかり書いた、聞かれてから答えるのではなくて、明記した上で支援金を御注意くださいというところで供出していただきたいのと、あと、町長にお願いなんですけれども、ぜひともこれが非課税になるように、ほかの自治体の首長様方と一緒に国に訴えをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 協力金は、国のほうでも方針が出て、非課税の方針が出ております。ただし、経済対策のほうは、これはこれで別途であるわけでございますけれども、協力金という形であれば非課税という形で出ておるといのが、今、最近出たんですけど、そういう見解が出ておるところです。（発言する者あり）

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） ありがとうございます。知識不足で失礼いたしました。

協力金というので、休業支援に協力したところは非課税ということで、また雇用調整とかいろいろあると思うんですけど、それは課税になる可能性も高いということですね。なるべく、はっきりしましたら、町のホームページとか、ほかの市町村は何か、わかったことはきちんとホームページにアップされておりますので、事業者さんの皆さんのためにも、そういう情報はしっかりとアップしていただきますようお願いいたします。

これで終わります。ありがとうございます。

○議長（武道 修司君） 今の内容につきましては、再度確認をして、間違いのない情報を流すようにお願いをいたします。

ほかにありませんか。北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 今、休業協力金の申請件数が144件で、支給決定が127件というふうに伺いました。そのうち、支給済みの件数はどのくらいあるんでしょうか、教えてください。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。支給済みの件数のお問い合わせでございますが、5月12日、本日現在支給済みが22件でございます。それと、あす振り込み予定が25件ございます。今のところ確定しているのは以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 支給決定は、既に127件あるというふうにおっしゃっておりますが、127件の支給決定済みの件数に関しては、早急な支給をお願いしたいのですが、どのくらいのめどで支給する予定でしょうか。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。昨日、支給の決定や決裁をいただいたものにつきましては、本日も支給の支払いの事務のほうに入っております。遅くとも来週中、早ければ5月の20日ぐらいまでには支給をするように手続をとりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） よろしいですか。

ほかにございませんか。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 今の北代議員の回答について驚いたんですが、なぜおくれたのかということを検証しないといけないと思うんですね。ここで、専決までしたわけですから、それでまだ29件なんていうのは、議会で言うこと自体がどうかしているんじゃないか。次の議案にもあるように、12日から31日までの休業要請するわけでしょ。その業者にまだ20万円も払われていなくて、その休業交渉できますか。なぜおくれたのか、理由をお願いします。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。御質問の件でございますが、申請を受け付けてから振り込みまでの事務の流れでございますが、基本的には申請を受け付けて、その申請内容を、書類を審査をいたしまして、支給決定してよろしいか決裁を得ます。それが大体まと

めて1日ぐらい時間を要します。それから、支払いに向けての債権者登録、それから支払い伝票の起票等に入れるわけですが、これについて、おおむね現状では2日ぐらい時間を要しております。

それから、支払い伝票が会計課まで回付されまして、振り込みの手続に入ることになりますが、それが銀行の関係で4営業日、振り込みまで4営業日を要するというので、おおむね申請を受け付けてから7営業日ぐらいの時間を要しているということが現状でございます。

今回、4月20日以降、申請を受け付けた分につきましては、ちょうどゴールデンウィークの関係もございまして、その間、書類が回らなかつたということがございまして、今、支払いが若干おこなわれているという状況でございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 要するに、行政はやっぱり100%とはなかなかないと思うんですね。でも、このおくれというのは、やはり休業を当てにしている業種からすると、非常に行政に対する不信感でしかない。次の議案にもあるように、今回また第2弾を打つわけですから、このおくれた要因というのをしっかり検証するのと、今、課長がする説明したものを、やはり休業者にきちっと説明する。それがないと、物すごく不満の分子ばかりなんです。先ほども、ちょっと他の議員さんと話すと、こういう苦情が物すごく多いという話の中で、第2弾を打つわけですから、今回打つ分に関してはきちっと——これは次の分でいきましょう。それを反省して、次の支給に関しては速やかにやれるように、また体制を見直すなり、おくれた原因をきちっと究明するなりして対応してください。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにありませんか。新川町長。

○町長（新川 久三君） ちょっと宗議員の質問のとき、課税、非課税って、ちょっと私、勘違いしとったんで。多分事業所得になるかという形で、きのうあたりやってたけど、ちょっとほかの件とこんがらがってしておりましたけれども、そして、その間営業やってないから、これはもう損金対象になる。収入はないで、それが事業所得になるんじゃないかと、そういうQ&A、これは税理士事務所からの、何ていいますか、見解が出ておったのを記憶がありますんで、そのところで、国のほうは取ってはいけないというふうな状況だったと思います。ほかの件とちょっと勘違いしておりました、済みません。

○議長（武道 修司君） 確認してください。

ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより議案第34号について採決を行います。議案に対し反対意見はありません。議案第34号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は承認することに決定をいたしました。

---

### **日程第6. 議案第35号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第6、議案第35号専決処分について（築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 議案第35号専決処分について築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について、令和2年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求める。令和2年5月12日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第35号は専決処分でございますが、築上町税条例等の一部を改正する条例の制定でございます。

本案は、国の地方税法の改正がなされました。築上町税条例の一部を改正する必要がございますので、専決処分させていただきました。

主な改正事項は、所有者不明の土地等に係る固定資産への課税への対応や、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦、これは、男性、女性も両方の寡婦でございますけど、これをひとり親と、ひとり親控除という形、寡婦控除と呼ばれましたけれども、字句の訂正。それからあと年号の平成から令和への改正というふうなことで、それとあと、条文の改正に基づく、何ていいますか、繰り下げ、繰り上げの関係というようなことで、主な内容はその内容でございます。

3月31日付で専決処分いたしましたので、よろしく御審議の上、御採択をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより議案第35号について採決を行います。議案に対して反対意見はありません。議案第35号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は承認することに決定をいたしました。

---

#### **日程第7. 議案第36号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第7、議案第36号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 議案第36号専決処分について築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、令和2年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求める。令和2年5月12日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第36号も専決処分でございますが、これは、築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例は地方税法の関連法令が改正されたために、築上町国民健康保険税条例の中の限度額の引き上げ及び長期譲渡所得に係る国民健康保険の課税特例の見直しでございます。

これも同じく3月31日付で専決処分いたしましたので、よろしく御審議をいただき、御採択をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対意見のある方。池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 3月議会で述べた反対意見のとおりです。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより議案第36号について採決を行います。議案第36号を承認することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第36号は承認することに決定をいたしました。

---

### **日程第8. 議案第37号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第8、議案第37号令和2年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（**椎野 満博君**） 議案第37号令和2年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度築上町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。令和2年5月12日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第37号は、令和2年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本予算の既定の歳入歳出予算の総額は137億3,060万円に18億8,991万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を156億2,051万9,000円と定めるものでございます。

歳出予算の主なものは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による関係予算増額、特別定額給付金の給付事業18億2,811万円、子育て世帯臨時特別給付金給付事業2,631万5,000円、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る災害対策費529万4,000円です。新型コロナウイルス感染症拡大防止休業協力店舗に対する支援金給付にかかる商工費が3,020万円でございます。

歳入の主なものは国庫補助金、それから財政調整基金、前年度繰越金を充当しております。

よろしく御審議をいただき、御採択をいただきますようお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） どの課かがわからないけど、特別定額給付金の件でまず1件と、あと人権課に1件。何でと思うかもしれないけど大事なことなので、お願いします。福祉課に

1件と、総務課に1件と、産業課に4件質問がございます。

まず、最初からいきます。6ページの特別定額給付金、会計年度任用職員報酬ということで600万円と、あと期末手当120万円も同時に計上されておりますが、会計年度任用職員、これから応募されると思うんですけれども、どの期間、何人ぐらいを考えていらっしゃるのかということと、特別定額給付金については、他市町村に比べると、ちょっと遅いのではないかなと思うんですけれどもその理由を教えてください。それが総務課ですかね、1件ですね。

総務課にもう1件聞きたいのが、8ページの9款1項2目17節の災害対策費に1,847万と、備品購入ということで345万4,000円が上がっておりますけれども、その内訳を教えてください。総務課が2件ですね。

人権課にお伺いしたいのですが、特別定額給付金に絡めまして、4月27日までにDV被害者が申し出をするようにとホームページ上にはあがっておりました。その申し出先が総務課行政係になっているんですけれども、ぜひとも人権課の男女共同参画係も担当になってもらいたいと思うのでお考えを。一応4月27日で締め切っておりますが、今後も申し出を受け付けるということですので、ぜひともそこに、相談先というか、申し出先に人権課男女共同参画係もお願いしたいのでお考えをお願いいたします。

福祉課に伺いたいと思います。こちらでも会計年度任用職員を雇う予算が、計上されておりますけれども、どの期間、何人ぐらいを雇用する予定なのかをお答えください。

産業課いきます。4件ございます。

休業店舗協力支援金7款1項1目18節3,000万円ですね。こちらは1回目の、先ほど議決しました専決処分から、各種サロンということで、サロンだけが追加になっております。なぜ、各種サロンだけが追加になっているのかということに関しては、直接お客様と接することが多いからなのだと思うんですけれども、4月30日付で、きょう配付もされておりますが、商工会会長より、より多くの業種に支援金をお願いしますということで要望書も来ておりますが、その要望書は無視されたままサロンだけが加えられているのがなぜなのか、商工会にはどのように回答したのかというところが1点です。

済みません、今ので1点で、2点目は、各種サロン追加で、プラス1,000万で、先ほどの議案よりプラス1,000万ということですね、先ほど2,000万だったので、3,000万なのでプラス1,000万。その1,000万の算定根拠を教えてください。

3点目に、支援金のQ&AのQ3に、休業要請が終わった場合、県からの休業要請が取りやめになった場合、14日に再度検討と県知事は発表しておりますけれども、そしたら、きょう休んだら20万円もらえるということなんでしょうか。Q&Aを見ると。

一応産業課に昨日確認いたしましたら、休業要請期間が決まっていますよね。きょうから



31日までと、その中の1日、きょう1日でも休んで、例えばあした休業要請が解除になって、あしたからお店をオープンしたとしても、20万円もらえるということを確認いたしました。

例えば、きょう休んだら20万円なんですけど、予算の議決は本日なんです。この予算が本日否決か修正案で削られたりしたら、きょう休んだ店舗はどうなるのかなと思うわけですよ。こういう議案で、きょう要綱が配付されておりますけれども、要綱の告示が5月7日になっておりました。議決前に、このような告示があつていいのかなと思うんですけれども、私は、その根拠をちょっと調べようと思ったんですが、なかなかちょっと難しく、わからず、予算の議決については、予算は議決なくしては確定せず執行することができないって書いているんですが、5月7日に要綱を改定していいのかなというのが疑問になりますので、その点についても御回答ください。

済みません、4点と申しましたけれども、3点ですね。担当課に御回答をお願いしたいと思います。

また、要綱の件について、予算の議決なしに執行無効にならないのかについては、おわかりになる方が御回答いただければと思います。お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。まず、1点目の定額給付金がほかの市町村について遅いのではなかろうかという御質問でございますけれども、築上町においては、定額給付金の関係につきましては、システム改修、予算にも約300万というものを上げておりますけれども、システム改修をしてからデータ等の分を、住民のデータ等の分を住民基本台帳のほうから切り取りをいたしまして、申請書の印刷、郵送、そして申請者の戻ってきたものにつきまして、システムで入力チェックを行った後に、給付金の支払いのデータ等の分も作成をしようということで考えておまして、遅くなっているのが一つの要因でございます。

また、先ほど宗議員さんのほうからもおっしゃられておりましたけれども、DVの関係なんですけれども、DVの関係が、4月の24日から30日までに、市町村のほうに事前に申し出てくださいますと。最終的に、その分の県の取りまとめた分が来るのが、5月の8日ということになっておりました。築上町のほうに報告が来たのが、5月の7日でございます。そういったデータ等の分を給付金のマスターを作成する際に、反映をしていきたいということもございます。

また、築上町で今、いくつか御質問が町民のかたから上がっているのが、住民票はこちらにあるけれども、申請時に、出張で築上町にいないと、そういった場合の申請等はどうかということ、その分は私ども事務方のほうでどういう形をとったほうがいいのだろうかということ、申請書を任意で様式を作成して、本人さんから電話をいただいて、電話をいただいて成り済まし等の分がありますので、住所等をお伺いしたところに、申請書をここに送ってくださいと

というような様式等をお送りしようかなということを考えておりました。そしたら、その分につきましても、県のほうからようやく5月7日付でこういうふうにしなさいよという通知等が来ましたので、そういった旨を待っていた関係がございますので、遅れたというのが一つの原因でございます。

次に、会計年度任用職員の関係なんですけれども、予算につきましては、会計年度任用職員4名分を計上しております。1名につきましては、今現在、事務補助で総務課のほうで雇用している会計年度任用職員のほうをそちらのほうに回すということで、今、当初予算のほうで一般財源で組んでおりますのを補助対象に持っていきたいなというふうに考えております。

また、3名につきましては、新たに雇用を考えております。本来でありますと、ホームページ等で公募しないといけないんですけれども、今回、緊急を要するということと事務的な関係で、また町民の方からの申請書等の質問や内容等についていろいろ質問等が多くなるだろうということで、役場の職員のOBの方を、雇用を考えているところでございます。

期末勤勉手当につきましては、今年度から会計年度任用職員に期末勤勉手当がありますので、一応6月分と12月まで雇用ということを考えておりますので、6月と12月分の手当を計上させていただきますいております。

次に、9款1項2目の災害対策費なんですけれども、災害対策費のまず需用費につきましてはなんですけれども、本来これ、今マスク等の分を当初予算でほかの消耗品等を購入する予定で計上しておりました。その分を、予備費を、充当して購入するのか、専決の補正予算でということで町長や財政課長と協議をいたしました。

当初予算のほうで約280万円ぐらい計上しておりましたので、まず予算もそれで執行していること、それで6月補正で執行した分につきましては計上しようということで、マスク3,600枚分が116万円、それから窓口等で飛沫防止のためにたてをつくっておりますけれども、その分が約52万円、アルコールの消毒液、これ等の分が約6万円、その他もろもろの消耗品の合計が184万円でございます。

次に、備品購入費につきましてはですけれども、備品購入費につきましても、当初予算で42万円ほど計上しておりました。それで、消毒液が、先ほど購入するというので、予算を追加しておりましたけれども、なかなか消毒液入っていないということで、運よく次亜塩素酸水の生成装置、上毛町さんのところで購入しているやつが入るということで、その分の当初予算の予算プラス10万円足りませんでしたので、予算流用ということで購入させていただきました。その分の予算計上分と、並びに今後、今コロナ感染ウイルスの感染症関係の分ははやっております、6月以降、出水期に入りますと、避難所開設等が懸念されております。その関係で、今まで築上町のほうで持っているのが、紙のついたてというんですかね、そういう形の分だったんですけれ

ども、別に一つ一つの家族の方、並びに避難者の方に1つの空間をやっていただく、確保するというので、三、四人用のテントというのでしょうか、1つの、パーティー用のテントみたいな分を70個購入する予定、その分の予算、292万円ほど計上させていただいております。

以上でございます。

それと、人権課のほうにDVの関係ということでございましたけれども、総務課のほうが給付金の関係が担当ということで、行政系のほうでホームページは行政系となっておりますけれども、その内容等につきましては、人権課の男女共同参画係長のほうからこういう内容で掲示をしたほうがいいよということをお知らせいただきまして、こちらのほうで掲示させていただきました。

また、4月30日までということで、休日の日があったと思うんですけども、そのときは男女共同参画の係長のほうは築城支所のほうでずっと出勤をして待機をいただいているということをお知らせしています。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 課長。マスクは3万枚よね。3,000枚と聞こえたもんやけ。

○総務課長（元島 信一君） 3万6,000枚です。

○議長（武道 修司君） 次に、神崎人権課長。

○人権課長（神崎 博子君） 宗議員の先ほどの御質問の件ですけれども、今、総務課長が申し上げたように、男女共同参画係のほうでも総務課と一緒にDVの申請窓口ですね。一応支所のほうで行うということで打ち合わせでようになっておりました。

その件が、皆様の目にはふれなかったというか、お知らせが、届かなかったというのはちょっとこちらの不手際かと思っておりますけれども、一応、さっき総務課長が言ったように、男女共同参画係の担当の者、休みの日に相談窓口として出ておまして、30日、一応申請が30日までとなっておりますけれども、その後も申請の相談があればお受けするというところになっておりますので、一応、これを含めて御報告申し上げます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 種子福祉課長。

○福祉課長（種子 祐彦君） 福祉課の種子でございます。

先ほどの宗議員さんの御質問なんですが、福祉課として採用するという会計年度任用職員につきましては1名、6月からの採用としております。

以上でございます。（発言する者あり）期間は一応、今年度いっぱいを予定をしております。

○議長（武道 修司君） 次に、鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

4点ほど御質問をいただきましたので、私のほうでお答えできる分をお答えさせていただきたいと思っています。

まず、今回は各種サロンの追加についてということで御質問をいただいています。今回、支援金の対象店舗の基本的な考え方でございますが、感染拡大防止のため、いわゆる3密となり得る福岡県が休業要請をした店舗を基本としており、またそれ以外にも町が必要と認める店舗について対象としたところでございます。

町が必要と認める店舗といたしましては、3密とはならないものの近隣で集団感染が発生をしました理美容店、また同様に3密とはならないものの一定時間をかけ、身体の全部、または一部に密接に接し、施術を行う鍼灸マッサージ、柔道整復等を対象の店舗に加えたところでございます。

その中のマッサージにつきまして、前回はいろいろ検討をいたしたところでございますが、エステサロンを含むということで、前回はエステサロンを含むいう形で対象店舗として考えておりました。

ネイルサロン等についても対象にするかどうか、前回の時点で検討を行ったところでございますが、各種サロン、ネイルサロン等につきましては、マスク、それから消毒等の適正な感染防止対策を講じて施術を行っていただくことができるということで、一定程度、感染リスクをそれで下げることが可能ではないかということ判断し、前回は対象から除外をしていたということでございますが、今回の追加分につきましては、もうより一層の感染防止を図るという観点から、前回、対象から除外しておりました各種サロン、ネイルサロン、まつげエクステンション、フット・ハンドマッサージ店についても支援対象として追加拡充したというところでございます。

それから、2点目の予算の関係でございますが、これは、先ほど、前回の、申請の件数144件ということでお答えをさせていただきましたが、今回、追加につきましても、恐らく同程度の申請件数、それから一部対象店舗を拡充したということもございまして、その分も加えて、150件程度の申請を見込んでいます。予算的には3,000万円ということで、補正予算として計上させていただいたところでございます。

それから、休業要請が途中で解除されたという場合の対応について御質問いただきました。基本的には、議員がおっしゃられたとおり、解除された場合については、解除されたその日まで休業していただければ支給対象とするということにしております。これについては、今回、追加措置の対象期間の設定につきましては、5月31日前に休業要請が解除されるということを想定をいたしまして、支援金の支給について少し工夫をする必要があるのではないかということで、検討を行ったところでございます。

具体的には、最終的には、今回、20日間の休業に対して20万円を支給をするということに

なっておりますので、例えば、それを10日間の休業について10万円を支給をするとか、20日間の休業については20万円を支給するといった、区切る案ですね、支給対象期間を区切る案、それから、例えば、24日に休業要請が解除された場合等については、残りの1週間分ですね、7日分を支援金から減じる措置等をとってはどうか等々、いろいろ検討させていただいたところでございます。ただ、最終的には10日の休業の場合、20日の休業の場合と日数を分けるのは適当ではないという判断と、支援金を減じる措置につきましては、支援金の支給が休業期間の満了後しか支給ができない等の理由により、最終的には一律20日間の休業について20万円の支給を決定をしたというところでございます。

それから、4点目の予算措置の問題でございますが、前回は、先ほど報告がありましたように、町長が専決処分ということで、予算措置を行って、同日に要綱の告示をさせていただいたところでございます。

今回も専決処分等、町長が検討されたというふうに聞いておりますが、最終的には本日開催予定の臨時議会に補正予算計上をして、この予算成立後の本日から対象期間をスタートさせるということで御指示がございましたので、そういう形をとらせていただいているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 課長から、商工会の要請という形で、基本は、私も行政報告の中で申しましたとおり、感染防止、集団的感染防止を築上町は、これはもう一番大事にするというふうなことから措置をとらせていただいて、休業補償のですね措置をとらせて、商工会は一律全商店に給付金欲しいということがございましたけれども、経済的な支援については、県と国が支援策を出しているということで、国は50%以上減収、前年比に対して50%以上減収のところについては、個人が100万円、法人が200万円と。そして県は50%未満、それから30%以上という減収の者については、個人が25万円、そして法人が50万円と形になる。よそは、他町村を見たら、30%未満のところを条例化しているところもございます。苜田あたりですね。そのところでちょっと私も考えたんですけども、100万円で、売り上げが100万円減収になったということで、30%、29万9,999円と、そういう形になるし、そんな月の、売り上げないんで30万円にしても6万円ぐらい程度という形になると、うちの町必要かなという疑義もあったし、それから基本的には経済対策は県国にお任せしようと、財政的な問題もございません。

そういうことで、全ての業種すれば、やっぱり建設業から全て、全部、コロナの非常に影響の少ないようなところも、ちょうど今、閑散な時期でもございますし、それから豊前市あたりは営農組合あたりも何かしているみたいでございますけれども、そこまで経済補償を町のほうがして

いいものだろうかという、私は疑念を持っておりまして、もし、感染防止ということが第一だというふうなことで、このような措置を。で、商工会は一応その旨、要望に来たときには、事務局長にお伝えはしておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） まず総務課長に10万円給付についてなんですけれども、やはり他市町村、お困りになっている方に早く配ってあげようということで、かなりの努力をされているところも多いわけでございます。町のほうにも、かなりお問い合わせがきているということで、すけれども、可能なかぎり組長のリーダーシップにお困りになっている方には早く給付するという努力をまずお願いしたいと思います。これについては答弁は結構でございます。

そして、災害対策費で購入していただきました。消毒液、次亜塩素酸水、きのうからこれを自愛の家で配布ということで町内放送があったと思うんですが、これ、ただ私もいただきたいという方がいらっしゃったので確認をしましたら、ホームページから消えているんですよ。ここで言うようなことでもないんですけれども、何時から何時まで配布だったかって、無線放送では言っている気がするんですけれども、配付時間等の告知がちょっと今できていない、ホームページから消えているからですねお困りになっている住民の方もいらっしゃいますので、ちょっとお伝えしておきます。

人権課長、DVのことに関してのことなんですけれども、私は、ホームページのほうで申し出は受けますと、今もDV被害者の申し出受け付けていますということ、人権課でも受け付けているよということ、4月21日にアップした相談のページでも結構ですので、その旨をぜひともホームページに御記載いただきたいと思います。

そして最後に産業課に伺ったことなんですけれども、議案のあげ方が、専決だから要綱は前もって変更していいという根拠を、ちょっとまだ私は納得できていないので、教えていただければありがたいです。

町長がおっしゃることは、感染防止のための支援金だということがよくわかりましたし、理解できました。実際、町内業者さん、私たちは感染覚悟で一生懸命商売をしているのに何もないというお声も当然あるわけでございます。もちろん県・国の支援金はありますが、やはり、町が応援しているという姿勢もですね、例えば、消毒液の配付等で、ですね町の商工業者さんを応援する姿勢もぜひお願いしたいと思います。

また、臨時交付金も本庁に今月計画を出したら、臨時交付金があると思いますので、その中にもぜひ織り込んでいただきますようお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 課長が要綱の関係申しませんでしたけれどですね、要綱は一応、予算より前に一応告示をしております。というのは、これ前回の分と関連しておりますんで、要綱はちょっと一応サロンを追加して告示をしたわけでございます。というのは、予算的には、予備費を使わせてもらおうという考え方でございましたんで、そうしてあと、周知期間も必要でございますので、12日からということで、どうしようかと考えておりましたけれども、本来なら5月6日ですね、終了なんですね。本来はその前にすればよかったんですけど、県の動向等とも見据えてですね、再度延長というふうな形になったんで、町独自には12日からという形にさせていただいて、予算的には予備費を充当して行こうと。そして、議会で認められればその予算を使っていこうと、このような考え方でいました。

○議長（武道 修司君） ほかに。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 簡単に町長に聞きます。先ほど、宗議員からもあったように、町民向けの臨時給付金が遅いということが、先程もちょっと企業の支援金でも言いましたが、これに対して、町の体制、なんで遅くなったのかという検証をしなければいけない。なぜかという、よそはもうやっているわけです。何でうちはできなかつたのかという、さっき、るる電算がどうだこうだ言ってたけれどもやり方があったと思うんですよ。

その点、町の体制に対して町長がどう思うかというのが1点と、会計年度任用職員の件も出ていましたかが、これをやはり、支援金の枠からもれた人たちとか、町民に何らかの形の支援をできるような予算に使うことができる予算の内容であればそういう方向にも向けてほしい、なぜかという、今、在宅勤務でしているわけでしょう。ということは今50%か60%か、パーセンテージはわかりませんが、職員がそれでやっているわけですよ。

ですから、そういうものを活用したりすれば、その600万円と187万5,000円ですか、というのをそういうことに充てることができなかつたのかなというところが1点。

それから産業課長ですが、コロナの3,000万に対する5月いっぱいまで休業した分に計上取得に関して支給すると。例えば、県のほうが解除したとしても、5月31日まで待たなければいけないっていうのはわかるけどだったら、いつ支給するかということを、きちんと日時なりを、大まかでもいいからやはり明示するべきだと思う。でないと、また先ほどの、2,000万円か、最初の2,000万円に対してもまだ29件です、というような形になると、本当に大変な事業者はやめざるを得ないとか、仕入れができないとかいう話もやはり耳に入りますので、ぜひ6月の中旬とか、6月いっぱいには必ず支給しますとか、そういう期日を町長含めてそうですけど明示して要請するべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

今の御質問の件でございますが、1点、議員がおっしゃられていた31日前に休業要請が解除された場合は、31日まで休業ということではなくて、その日までということにしております。

それから、支払時期の明示ということについては、御指摘のとおりだというふうに思っておりますので、明示の方向等検討させていただきながら明示をする方向でやりたいと思います。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） よろしいですか。総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課元島でございます。

事業の分が遅れたということに関しては、先ほど、宗議員さんに答弁したとおりではございませんけれども、なぜシステムの改修を待つというふうに言ったのはちょっと詳細に説明をさせていただきたいと思います。

ほかの市町村、いわゆる、私たちが今、聞いているところにつきましては、上毛町さんについては、2万円の給付の関係の分で新たにシステム、それで作動しようというふうな考えがあったというふうに聞いております。みやこ町さんについては、独自に住民基本台帳の分をデータを切り取りをして、切り貼りをして、給付金のデータを送っていると。

ただまだその段階では、給付のほうの支払いの関係の分に関しては、全く今のところ、こういう形だというふうには考えていないというふうに答えをいただきました。築上町につきましては、申請から支払いまでの流れを一連のシステムでしたほうがチェックをする際にも、最終的には人がチェックをしますけれども、機械でチェックをやっていったほうが時間的なロスがないんじゃないかなというふうに思っております。

みやこ町さんにつきましては、会計年度任用職員10名程度雇って人海戦術で行きたいというふうに課長さんは述べられていましたけれども、うちのほうにつきましては、システムを活用することによって、その部分が軽減ができるではなかろうかなというふうに思っております。

例えば、口座情報の関係なんですけれども、本人さんが一応口座の、通帳等の分も写してつけるようになっていますけれども、今現在、役場のほうで住民の方に支払いしていた口座の分が登録がありますので、それを3件程度、そこでマスターのほうに入力をすれば、手入力をしなくてよくなりますので、そういうミスの軽減等がなくなってくるだろうと思いますし、またオンライン申請等につきましては、基本的にこれは世帯主さんのほうに給付をするということになっておりますけれども、今の総務省のマイナポータルにつきましては、世帯主さんじゃなくて誰でも申請ができるようになっております。

そうなってくると、例え話ですけれども、世帯員さんが4名いれば世帯主さんがほかの3名分申請して40万円ということで申請していただければそれで終わりなんですけれども、世帯主さんが申請し、奥さんが申請し、子供が申請しということになれば、4件も5件もデータが入って



くると。そういう分のやつは、総務省のほうからデータをいただいた分のやつを目でチェックしていかないといけないということになると思います。ただシステムを入れれば、この方の番号が世帯主さんですよというような、うちの住基等の分と反映ができるということで事務のミスをなくすためにということでシステムを入れるということになっています。

あとは、県からの通知関係の分が遅れたというのと、ほかの市町村につきましては、補助金の交付要綱をつくっていますかというふうに聞いたらつくっていないということなんですね。2年前の臨時福祉給付金等につきましては、町から住民の方に補助金を交付する際は交付要綱をつくって臨時福祉給付金を交付したところでございます。それで、県のほうにひな型を提示してくれということをお願いはしていたんですけども、提示がないということで、ほかの市町村につきましては、そのまま国の上の特定定額給付金の法律に基づいてやるということでやっているというふうに伺っておりますので、そこはどのような形で判断すべきなのかというのは、事務方で苦慮しているところです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私としてはできるだけ早く事務はやってもらいたいけど、いろいろ、課長の責任においてやってもらっておるんで、そのところは私も課長を信頼しながらやっていくという形。いくら、早くやれやれと言ってもできるものとできないものがあるし、体制、これも必要最小限でいったほうがいだろうという考え方もございますし、支給時期はそんなにかわらないんじゃないかなと私は思って、今、受付は、6月1日から3カ月なんですね。早く受付すれば早く終らないかん、5月の20日に終われば8月19日に終わらなきゃいかんというふうな形でございますんで、多分6月の支給は、初旬というか中旬、10日近くになるんですけど、1回目の早く手続きをなされた方は6月10日くらいまでには振り込みができるのではなかろうかと、そういう想定はしているところでございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 今、じゃあもう1点。会計年度任用職員の件のそういうアイデアとかそういうもので、確認のときに、他の事業者対象、例えば、町民に対して何かやれることはないだろうとか、さっき言った20万円の休業補償の対象外の事業者に対しての、そういう思いやりとか、やっぱりコロナに対しては協力してくれていると思うんですね。

ですから、そういうところに対してどういう話がなされているのかということと、今回の議会でもそうなんです、どこがそのコロナの窓口かよくわからない。例えば、総務課なのか産業課なのか、そもそも窓口がてんでばらばらで、恐らく数的なことを総務課長に聞いても総務課長知らんと思うんです。さっきの29件。もう産業課に任せっきり。

ですから、それはやっぱり体制として、やはりコロナ、今回、こういう事態に対しての、やはりいろんな町民からのQ&Aみたいながあると思うんですね。

ですから、そこはきちんと窓口をつくるなりして、総務課長なら総務課長がして、各課でいろんな問題があった情報は必ず総務課にあげてこいと。窓口にですね。そして、それを必ず町長に伝えて、今こういう問題がありますと。コロナ対策の話し合いなんかをしているんでしょう、会議なんかしているんでしょう。そこで各課に持って帰り、各職員に伝達して行って、町の全体のやっぱり取り組みとするのが僕は普通だと思うんですね。

ですから、後の全員協議会ありますから聞きますけど、まずこの会計年度職員を雇わなでkinのですか。それを、そういうものに流用するという事は、予算上、国庫支出金か何かわからんですけど、これはできないんですか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課元島です。会計年度任用職員なんですけれども、一応、オペレーターといいますか、電話相談等データのチェック、入力等の分を行っていただくような形で考えています。会計年度任用職員を雇用しなくて、その事業費といいますか、その分が町民に対して給付等の分に充てられないかということなんですけれども、今回の特別定額給付金の会計年度任用職員や私達の超過勤務手当等の分は事務費の対象になっておりますけれども、住民の方に対する給付等の分は、あくまでも10万円だけが対象になっておりますので、この事業でもし今上げております数百万円のやつを住民の方にやろうということになれば、全部、単独事業になりますので、補助事業で今回は行っていきたいというふうに考えています。

また、窓口関係なんですけれども、先程申し上げましたように、確かに対策本部の事務のほうで総務課の地域安全係でやっております、産業課のほうでやっている分はと、産業課のほうで窓口になってしまっていて、詳細については、私のほうには、今副町長の代理で申請書等に関しては、決裁いたしておりますので、その際に見ることは可能ですけれども、一つ一つに対しての総務課長への報告というのは、ところがございません。

確かに、役場のほうの分は対策関係については総務課の地域安全係のほうで行っておりますし、予防関係の分は住民課の健康増進係のほうで保健所のほう、環境保健福祉事務所の窓口になっておりますので、若干その窓口がばらばらになっているところは否めませんので、今後そういうところの分は一本化していきたいと考えています。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかに。田村議員。

○議員（14番 田村 兼光君） さっき、工藤議員が言うたのと並行しますけど、コロナ感染症拡大防止のために、いろんな意味で営業主協力してくれたとか。わかるわけよ。そこで働く従業員

員がもし休職されて、それを充てにして働いて生活しちよった人とか、それとあと、企業で働くサラリーマンの方、休職して、そういうような人が築上町に何人ぐらいおるか、おらないけど、そういう立場の人が何人ぐらいおられるか。

また、そういう方々がもし存在するなら、町のほうで何とかその人達を救済するための施策を講じるか、その中にはやっぱりいろいろと家賃の滞納関係もあろうし、一家の家を養う生活のために大変な不自由をしているという方がおらんとも限らん。そういうやつは町、何人か把握しておられますか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

総務課のほうは、今現在、そういう人数の方がどれだけいらっしゃるということに関しては、把握はしておりません。事業主に対しては、経済産業省のほうからの補助金があり、雇用関係のやつでいえば、厚生労働省からの補助金等がございますして、窓口が個人の方であればハローワーク等がございますので。

○議員（14番 田村 兼光君） いやいやそういうのは……

○総務課長（元島 信一君） こちらのほうで把握をして……

○議長（武道 修司君） 田村議員。

○議員（14番 田村 兼光君） あのね、行政という所はね、何やかにゃ頼んで、スムーズに行くことだけが行政じゃないんです。こういう時こそで初めて町長もそうよ、執行権を持っていきるのが能じゃない。こういうときに自分が率先してそういう人がおったら困るということを考えて、初めて町民のために一肌脱ぐのが、それが行政なんと思うんよ。

私はもう、いろんなことを言わん覚悟で来たけれども、もしそういう方々がおった時に、大変なことになりはせんかと思ってね。だから、そういうやつはこういうところに店舗に支援金を払うようなことがあったら、すぐにあなたのところは何人くらい従業員がおって、どうしたとかか、そういうところまでやっぱり聞くのが当たり前やないかと思う。言われて屁理屈言うてぐずぐず言うのは聞きとうない。やる腹があるならしてみましようとか。

そういう2つに1つの返事をやって、これからの行政の仕事に取り組んでください。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかに、塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） ちょっと2点ほどお尋ねしたいと思います。8ページのこの新型コロナの感染防止の3,000万について、第1回目、先ほど、第1回目の内容をちょっと聞いて、途中でわからなくなったんです。もう一度、今何件申し込みがあって、何件振り込みが終わって、残りが何件か。

先ほど、途中で、きょう、あしたとか、いろいろ言ったと思うんけど、それをまずお尋ねした

いのと、今回2回目です。サロン等という形で追加になっています。もちろん申請をするんでしょう。申請をして必要書類もまたつけるんでしょう。そこで申請書類、2回目は申請書類があるのか。もしいるならつけて、先ほど課長が言ったように、受け付けて1日、審査して2日、銀行が4日から7日営業、ゴールデンウィークがあったからということだったですけど、2回目はもう20万円払ったところについては、2回目は審査はどこまでどうなるのか。もうさっと行けるんじゃないかとか、いろいろ考えるわけです。

今回、コロナについては、通ったところ、また新規で2回目来るところもあるでしょう。非常にたった150件くらいしかないです。郵送で来るんです、一気にどんと来る訳じゃないんです。今遅れているのは、連休中、対応できなかったという、休んだっていう状況じゃないかと、想像してしまうんですね。

これは、皆さんの意思の疎通ができていないところがある、もう1つ後で町長にたずねたいのですが、2回目になって、14日、国が今、解除をするとかしないだとか、それに伴い福岡県がどうするか。これは、築上町が出したコロナ支給対策費。

そこではっきりさせとかんないけんのは、県が、国がどういうふうな対応、ここは想像でわからないですよ。自粛、解除等があった場合、それに沿ってあわせてくださいというものなのか、その都度、町が、これについてはこれ用の自粛解除、もしくは自粛継続というのを発表しますと、明確にしとかんと、これ全協で言おうと思っていたけど、もう結構時間くっていますからね。

窓口の対応でももう大変な誤解を招くようなことも聞いて、それもうここではいいですけど、何件やって2回目のときはもうすっと行けるのか。銀行が4日以上とかなんとか言うけど、そんな銀行今あるんですかと。150件持っていけばそのとき言われるかもしれませんが、10件、20件持っていくぐらいの、3日間もらわないと振り込みできません、と。

郵便局で現金書留で送ったほうがまだ早いですよ。だから、コロナで支給でお金やるとかいう感性じゃなくて、築上町がコロナで人の命を守るんだという、その危機感がないんですよ。田村議員そう言われているんだと思うんですよ。だから、そこをもう一度ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、会計年度任用職員、OBを雇うと、ちょっと先ほど聞いて、これは頭に入れていなかったものですから、今年度だけの予算だったと思いますが、これ何のあれか、ちょっともう一回、申しわけないです、説明してもらって、本人のOBが体ゆるす限り永遠と継続できる対応の分なのかその辺だけ確認おきたいと思います。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長確認。

○総務課長（元島 信一君） 総務課元島でございます。

会計年度任用職員につきましては、制度上は会計年度とありますように、4月から3月までに

なっております。今回の特定給付金の関係につきましては、一応、来週、きょう、予算が可決しましたら、その後、決裁を町長までとりまして、事前準備等がございますので、できれば、来週から、12月いっぱいまで雇用しております。来年度は雇用の予定はありません。また新たに、こういう経済対策等の分は第2次補正等であれば12月からそれが3月まで伸びる可能性はあるかもしれませんが、今回の予算につきましては、12月末までの予算計上としております。以上です。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

まず、申請の受付状況でございますが、申請の受付件数は今のところ144件であります。昨日までに支給決定をした者が127件ございます。今、8件添付書類等の不備で提出者のほうに補整をかけている分が8件でございます。

それから、残りの9件については、対象外の小売店舗等からの申請でございますので、この9件については、これから不支給決定の決裁を回すという事務の準備をしているということでございます。

それから、振り込みの関係ですが、きょうまでで振り込みが完了しているのが29件、それから、あす振り込みが予定されているのが25件ということで、あすの時点で考えれば54件の振り込みが完了するというところでございます。

127件支給決定しておりますので、73件ですね、残り73件については、来週の22日までは振り込みを完了したい早ければ20日ぐらいまでには振り込みを完了したいというふうに思っております。

それから、2回目の申請についてでございますが、申請書類につきましては、1回目の申請をされた方であれば、営業許可証、確定申告書等の書類は添付の必要はないということにしております。それと、振込先ですね。振込先も、変更がなければ、預金通帳の写し等の提出も必要ないということにしております。申請書と休業状態が確認できる書類を提出していただければ、それで審査ができるという状態になっております。

添付書類は省略をすることができるんですが、申請書を受け付けてからの支給決定まで、振込までの事務については、1回目と、審査等また、やり直さなくてはなりませんので、変わらないのかなというふうに思っております。

ただ、先ほど言うておりました債権者の登録ですね。これは、事前に振込先等の登録を会計課のほうに依頼をして、お願いをする訳でございますが、1回目申請をいただいた方につきましては、もうこの登録が既にできておりますので、事務手続的には、若干の短縮ができるのではないかなというふうに思っております。

それと、休業要請が解除、31日前に解除された場合の対応でございますが、これは、先ほど答弁いたしましたとおり、解除されたその日まで休業していただければ、支給対象とするということにしております。

○議長（武道 修司君） 課長、その解除がね、町が解除を発表するのか、それとも、県の発表に準ずるのかとかいうことを、だれが、つまり解除しますよということを明確になってないんやないかと言う指摘よ。新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的にはですね、休業要請の解除権は県知事でございます。けれども、町としては、本来なら、県が休業要請したところには、県が手だてするのが本当だろうと思っておりますけれども、県はやらないという形でございますので、町がもうやむなく、こういう措置を、感染防止のためにやらざるを得ないと判断してやったわけでございまして、後の、本来なら、県が休業要請を解除しても、町としては、二次感染防止のために、できればやってほしいというのが心情でございますし、そのところは、皆さんに県が休業要請を解除した場合に、申しのべをしていって、できれば、二次感染防止のために31日までできませんかという要望はできると思いますが、基本的には、このお金は協力金ということで、休業要請をしたところから従った事業所に、町のほうが、感染防止のために、これはやむなくやった措置でございますので、そのところを理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 課長、大変、皆さん御苦労されているのはよくわかっております。今、127人が交付決定をした中で、70何件が今振り込み待ち明日、あさってで25件、29件がいくということで、とにかく73件が振り込み待ちということで、でも、交付決定は決定しているんですから、その詳しい内容は僕たちわからないので、そこは町長のほうで、1日も早く出るように、今、73件がずっと寝ている状態、交付決定したけど、だから、2回目になると、もう、幾らなんでも、間の作業とばして振り込みまでいけるようになると思うので、そこら辺の対応はちゃんとやっていただきたいと思います。

先ほど、今町長言ったように、これは県がとか何とかがとか言っているんじゃないんです。これは県が、例えば解除したとかになれば、また、問い合わせが来て、店開けていいですかとか、なんですとか、もう今、先ほど、課長の話聞いてわかったけど、幾らコロナ感染対策会議やったって、全然意思疎通つながってないってよくわかったんです。感染症は福祉課何とか言って。なんのために皆会議しよるかわからん。情報共有しよると思ったらできてないいう気がしたんです。一瞬で。だからもう、みんな課に任せてる。だれもわかる人いない。統括して、答えられる人がいない。

本当は会議でとるから、答えられんことなからうけど、そういう意識がない。そういうのは今わかったんで、2回目の分について、町がその時、県が出たときに、もう担当課の方に窓口で電話あったときに、県に合わせてもいいですよというふうな体制でいくのか、いやいや、町は町でいきますと。ちゃんと発表しますからというのかというのは、ちゃんと、決めておかないと窓口とかが迷うやろうし、さっき、14日とか、そういうよく新聞には書いてますけど、一律20万円と決めたということなんで、そんな20万円で足りない金額でってとか話もある中で、そういうことを言っていたらきりがいいんで、それはそれで、町長のほうできちっとしてやっていただきたいと思います。

総務課長、わかります、12月末までということだったですね。最近、任用職員とか言って先日、どこプロポして派遣会社があったやないですか。三、四十名受けた。ここでの対応というのとはできなかったのですか。それをわざわざ任用職員にしたほうがいいという、何かできなかったか、できるのかわからないけど、何かそういうなった理由をお尋ねします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課元島でございます。

包括業務委託のことだと思うんですけど、包括業務委託につきましては、例えば、この指示を、きょうはこのチェックをしてください。このパンチをしてくださいということに関しては、直接、私たち職員が指示をしますと偽装請負になりますので、きょうはこれ、あしたはこれというふうな、明確な指示の分の業務があれば、それは可能だと思うんですけど、時によっては、臨機応変で、こういうことをしていただかないといけないということもございますので、それを考えますと、会計年度任用職員のほうが、今回はいいのかなということで、また、補助対象にもなるというふうな総務省のほうから通知がございましたので、それで、会計年度任用職員でいくというふうな決めさせていただきました。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） （ ）。だめ。

今言われた、指示ができないと言われたけど、それは派遣法が変わったんですけど、課長、それ本当にできないんですか。それがあってネックで今までできなかったのが、それがなくなったから今、こういう形で民間で委託できると僕はそう認識してるんですけど、指示ができない。それ本当ですか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課元島でございます。

包括業務につきましては、統括責任者もしくは職場の責任者のほうに、業務等について、例え

ば、各所管課のほうから、今週はこういう業務をやってくれとか、今月はこういう業務をやってくれという形の方で指示を行っております。私たち職員が、包括業務委託業者のほうから町のほうに派遣されている方に対して、1つ1つ指示をするということに関しましては偽装請負になりますので、それはできないというふうになっています。今回、包括業務委託を行っております業者につきましても、そのこのところの分に関しては各所管課、並びに、にはちゃんと通知はしているところでございます。

塩田議員さん、今おっしゃるように、じゃあ、包括業務委託のほうに予算をあれすればいいじゃないかというところではございますけども、包括業務委託業者につきましては、できる限りが、多くの人件と長い年月という形の方で受けるんじゃないかならうかなと思っております。人材派遣があれば、3名出してくれという形であれば、委託で出していただくことは可能だと思うんですけど、包括業務委託のところは3名、7カ月間という形をお願いしてすぐに集まるのかという分もちょっと疑問に感じておりますので、そういった点で、会計年度任用職員という形で、今回はとらせていただきました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） よろしいですか。塩田議員。

○議員（**11番 塩田 文男君**） だからいいのか、請負、もとよりできないか、それが間違いないかということを知りたいんです。

○議長（**武道 修司君**） 元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 総務課元島でございます。

請負ができないということはないと思うんですけども、指示、命令はできないというふうには、私は先ほどから申し上げたところでございます。役場の職員がですね。直接できないよという形で、一応、統括責任者、もしくは、その職場の責任者を通して、そこで働いている方に、こういう業務をやってくださいという形になりますので、今回は、そういう意味で答弁をしたわけで請負ができないということではありません。

○議員（**11番 塩田 文男君**） 議長、何を言っているかわからん。請負ができないということは、請負ができないということ。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 包括であればね、個人的には、職員が、その雇っている派遣等々に指示ができない。指示するためには、むこうの責任者に指示をして、これをやってくれと、そういうふうな指示はできるけれども、派遣されとる職員には、むこうの職員ですね。それには指示ができないということです。だから、間接的になってくると、責任者に指示をしなければいかんことで、業務が滞る場合があるということで、会計年度職員のほうが、町が直接、本人に指示ができ



る。担当課課長がですね。そういうことでございます。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかに。吉原議員。

○議員（1番 吉原 秀樹君） 先ほどから話を皆さんの話を伺っているのですが、事業者に対しての支援はかなり皆さん、積極的に話をされていますが、町民あつての町じゃないんですか。1つもそんな話がでらんけど、皆何を考えとるんかと思うんですよ。来月、お金10万円100万もらう人よりも、きょう明日、1万円困っている人が物すごく多いということです。それを忘れてほしくないですわ。町長、どういうふうに考えていますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 当然ですね、それは早く、だからその10万円をとということで支給するようには、担当課は努力しておりますしですね、6月10日までには、第一陣が、早く申請した人は、郵送で届いた人には交付ができるだろうと、このように考えておりまして、それと、先ほど、挨拶の中でも申しましたけど敬老年金、これを一応、前倒しで、9月に支給すべき敬老年金、80歳以上に、1万2,000円毎年やっておる。そして、上毛のほうは2万円出すということで、非常に築上町、年寄りに冷たいという意見が来ましたんで、予算的に何もしてくれてないじゃないかということでございましたけれども、築上町は、80歳以上の方には、ずうっと毎年、1万2,000円お支払い、敬老年金という形で、9月の敬老の日の月に支給しているんですね。それを前倒しにしてでもやろうかという決意でございますので、そのところを酌み取っていただきたい。

あと、町民の皆さんには、本当に上毛が2万円したからというけど、町としても、大体4億円近い金になりますんで、これはちょっと、もう国のほうの分で我慢していただきたいということで、これはもう、私に直接電話がかかったりする方には、そういうお願いをして、できるだけ早くは支給したいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武道 修司君） よろしいですか。吉原議員。

○議員（1番 吉原 秀樹君） 現金というわけじゃないんですが、いろんな方法があると思うんですよ。やっぱり苦勞している方が。皆さん苦勞、余りわからないかと思うんですが、日給月給で働いている人なんか、収入がないわけですよ。いかにしてやらないけないか、若い子が特に多いですね。子供さんは学校に行かれない。そこ辺をどうにかしてやりたいなって、常日ごろから電話もありますし、私も考えておりました。先ほど、田村議員が言うまいというように言っていましたけど、私もそういう覚悟で来たんですが、言はざるを得んですね、これ。

その事業主へ20万円、国庫補助第2弾で支給するようになったわけですけど、これ、町民の方に振り分けてやるというわけにはいかんのですか。余りにもおろそかにし過ぎやないですかね。町民がいないと、商売成り立っていきませんよ。町民が半分倒れたらどうします。散髪にも行け

ない、それから、パーマ屋にも行けない、飲食店にも行けない、そういう状況をつくらんようにせないけんのじゃないですかね。それが行政の務めやないんですか。私はそう思っていますけど、どう思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、したいんですけど、町単独事業になって、これは非常に財政的に無理だという判断をしておりますので、できるだけ国の、まだ10万円の給付金、これで当場はしのんでいただきたいということでは、ちょっと。

後は、子供さんのおる世帯には国のほうからの児童手当の臨時給付もあると思うんで、というもので、いろんなものを組み合わせていただけると。商売の方も、いわゆる経済対策もかかっているし、それと後は、先ほど、田村議員が言われたように、これも本当は町のほうで、したいんですけども、そういう手だてがどうしてもできないという、全てが潤沢にお金があれば、東京都みたいに、あればできるんですけども、福岡も大分金持っているんで、独自政策やっていますけれど、なかなかやっぱり、今の町の収入といいますかね、そういう財政力が0.35程度の町では、なかなかやっぱり難しい。

金があっても、使途が制限された今、貯金があるというようなことで、財政調整基金が自由に使える金ですけど、これも全部、上毛みたいに配ってしまったら、4億配れば10億ちょっとぐらいになる形になるんで、まだまだ、いろんな危機的なものもあるんで、それにもやっぱり対応するためには、蓄えておかなきゃいかんだろうと、このように考えておりますんで、この場で全部、上毛みたいに2万円支給にするという形になればいいんですけど、それはちょっと無理だろうということで、今のところ、町民の皆様もちょっと辛抱していただかないかなという気持ちがあるんで、あと、ほかの県でまた何かあれば、いい案が出てくれば、それはそれで、税金の関係あたりはですね、一応、町のお金あたりがありますけど、これを、いわゆる措置としては、次の議会に出そうかということになっている。

税の一応、徴収猶予をすとか、いろんな形の、水道料金あたり、一応今までは、3カ月納めてなければ、すぐに強制停止措置を行ってございましたけど、こういうのも延期をしながら、少し猶予を持って収納をやっていこうかなということで、住宅家賃もしかりです。そういう形で少し、この間、猶予を持って、分納体制をとっていく場合も出てきましようしですね、そういうことで、何月分は何月分、ちょっと待ってくれと言え、誓約書をいただいて、そういう1つの猶予措置はやっていこうかなと、このように考えております。

○議長（武道 修司君） いいですか。吉原議員。

○議員（1番 吉原 秀樹君） お金のほうがですね、そういうふうに財政不足であれば、まあ例えばですよ。もうマスク1つでも私はいいと思うんですよ。皆さん、大きなことは考えていませ

ん。もう、本当に何かしてもらえたらうれしいわけですよ。皆さん今仕事に行けないから、家庭で過ごしている方が多い。マスクでもつくってもらったらどうですか。町が買い上げて下さいよ。それを配布してください。こんないいことないですよ。そんな大きな金かからんのじゃないですか。そこら辺と思いますよ。だから私お金だけのことを言っているんじゃないんです。気持ちです。

○議長（武道 修司君） できるかできないかだけ答えないと。新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、いろんな形で困っておられる方がおられます。実際。だから、相談の窓口は開設しておりますし、その都度できることは、一応、こういう制度があるから利用していただきたいとか、そういう相談は絶対持っていくべきだろうと思っておりますけれどもね。

そういうことで、もし、皆さんからそういうお尋ねがあったときは、役場のほうに言ってくださいと。就職の場合でも一緒ですね。そしたら、いろんな手だて出てくるんで、方法を考えられますんで、全てが全て、町がこうしますというわけにはいけない状態でございますので、そのところは相談に来ていただきながら、いい善後策を考えていくというふうな形でいたしたいと思っております。

○議長（武道 修司君） 基本3回なので。いいです。今回は特別に最後で。あと1回。吉原議員。

○議員（1番 吉原 秀樹君） あのですね、今、町のほうに相談に来てもらいたいようなこと言いましたけども、我々、町民の代表して言いよるんですよ。町民の声です、これ。それは覚えてください。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございせんか。北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 今、吉原議員ですとか塩田議員おっしゃったように、町民の皆さん、1日1日が本当に死活問題で、日々暮らしております。悲鳴を上げている民間のほうに、ぜひ目を向けていただきたいと思うんですが、だからこそ、給付を早くしてほしいと。休業協力金もそうですし、特別定額給付金もそうです。

特に、休業協力金なんかは、お店さんなんかは、倒産したらどうされますか。築上町、今後どうしていきましょうか。そういう問題になってまいります。休業協力金、支給決定済がそう127件あるとおっしゃってありました。残り73件なんです、ということは、あと、銀行さんの4営業日を待つだけなんじゃないんですか。今週中に給付できないんでしょうか。そういったところも、ぜひもう一度早く、給付を見直していただきたいと、そういうふうに思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

それと、1つ疑問なんですけれども、長らく学校が休業要請をして、学校がお休みになってお

ります。学校給食が、材料などもかなり余っていたんじゃないかなと思うんですけども、そういう賠償金など、今回の補正予算どこかに入っているんでしょうか。教えてください。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課長野正でございます。

学校給食会のほうの違約金といいますか、それについては、次回の6月補正に上程、計上する予定にしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第37号について採決を行います。本案に対して反対意見はありません。議案第37号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

時間は1時間以上、2時間近くなっていますが、あと議案3つですので、最後まで、このままいきたいと思います。

---

### 日程第9. 議案第38号

○議長（武道 修司君） 日程第9、議案第38号令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第38号令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。令和2年5月12日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第38号は、令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億5,500万円を追加致しまして、予算の総額を1億5,845万9,000円と定めるものでございます。

補正の内容は、平成31年度の決算見込みで、約1億5,500万円の歳入欠陥が見込まれました。この赤字を令和2年度の予算から繰上充用によって補うものでございます。

この補正は、決算見込みで補正しており、赤字の主な要因は、滞納分の回収が困難でございます。回収率については、滞納繰越分は1.3%となっており、財政運営に支障を来していることでございますが、今回も、今まで滞納しておられた方が一括して納付していただいた方も、100万単位の額を納めてもらったと、そういう方もおられますし、根気よく、収納業務を続けてまいりたいと思います。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第38号について採決を行います。本案に対して反対意見はありません。議案第38号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第39号

○議長（武道 修司君） 日程第10、議案第39号築上町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第39号築上町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和2年5月12日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第39号は築上町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、ふるさと納税の寄附の使途について、新型コロナウイルス感染症対策など、不測の緊急事態に迅速に対応するために、条例の一部を改正するものでございます。

なお、一応、この事業の指定ということで、2条を廃止致しまして、これを一応、早急にいろんな事業に対応できるようにということで、これを規則のほうにしようかと、こういう考え方でございます。よろしく御審議をいただき御採択をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） この条例は、第2条が削られるということで、規則で定められるようにすることということで、迅速に対応できるように条例、条例だったら議決を通さなくちゃいけないから時間がかかるということで、規則で対応することには評価をいたしております。

その内容が、案を議案資料の最後に挙げていただいているんですけども、現行の条例と見比べると、ちょっと、7項目あったのが6項目に削られて、合併等している、文章の合併等してて、目的には、十分かなっていると思うんですけども、もとの条例にありました、4番の健康という項目と、あと（5）の交通の発達及び改善に関する事業、そして、7番のその他、産業振興等ふるさと活性化のために町長が必要と認める事業で、産業振興とふるさと活性化のためという目的が削られているところが気になるわけです。

これ、規則なので、挙がっているのは案なので、特に現在、審議する必要はないと思うんですけども、私は健康という項目とか、交通の発達及び改善に関する事業、そして町長が必要と認める事業に対する目的の明記というのは大変大事なことだと思いますので、逆に、なぜ削ったのか、そして、できたら、この項目をきちっと復活させてほしいなと思う点から御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、この規則に委ねておったときに、こういう新型コロナが発生したときに、もうよそは、規則にしたところは、早くこういう対策費をふるさと納税で募集したらどんどん集まってきていると、そういう状況もございますので、規則だったら柔軟性があるって、いろんな対応ができるのにとこういうことでやりたいと、このように考えておるので、今まであった分を規則のほうに移行しながら、新たな分が、早急に対応すべきような項目が出たときに、この項目を規則改正を行いながら、ふるさと納税の募集をやっていくと、このような考え方で今回、提案させていただいたところでございます。

○議長（武道 修司君） 桑野企画振興課長。

○企画振興課長（桑野 智君） 企画振興課桑野です。

今、議員さんのほうから御指摘のあった項目なんですけれども、近隣市町村とか、こういったところをいろいろ調査しました。そして、主なところは、条例に挙がっている文化・教育のところと4番の健康・教育・スポーツの振興、これ、ひとまとめにしているところが多かったので、今回、ひとまとめにさせていただいております。それと、交通の発達及び改善、この分は、環境の保全や生活環境の充実のところ当て込んで、枠としては1つとしていきたいと思っております。

町長の施策とか社会情勢とか、そういうところにすばやく対応して、必要に応じて、規則のほうで素早く改正して、寄附者のニーズにこたえられるような形で、素早く改正していきたいと思っております。

また、ふるさと納税の増額につながればいいと思っておりますので、一応、そういう改正内容にしております。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 御答弁ありがとうございます。

私が申し上げましたのは、健康という言葉が大変大事だということ、新しい案のどこにも残っていないので、やはり、医療確保とか教育・芸術・文化・スポーツに入るかもしれませんけれども、その言葉は決して外さないでいただきたいという要望でございます。

そして、最後のその他町長が必要と認める事業に関しても、やはり、このふるさと応援寄附条例というのは、条例の第1条の目的に書いてありますように、多様な人々の参加による活力あるふるさとづくりに資することが目的なんです。その目的を逸してはいけないので、やはり、（6）にもその目的を明記してくださいますよう、どうか御検討をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第39号について採決を行います。本案に対して反対意見はありません。議案第39号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第11. 議案第40号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第11、議案第40号築上町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） 議案第40号築上町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和2年5月12日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第40号は築上町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

理由といたしましては、築上町ふるさと応援寄附条例の一部の改正に伴い、築上町ふるさと応援基金条例の一部を改正する必要がございました。ということで、基金にいろいろ各号ということで条例にございましたけれども、これを規則にしたということで、予算の定めるところという形で、改正させていただきたいということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第40号について採決を行います。本案に対して反対意見はありません。議案第40号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（**武道 修司君**） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。



会議を閉じます。

これで、令和2年第1回築上町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時05分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員